

新潟県保険医会 FAXニュース 第121号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越 2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

12月1日で社保の保険証が有効期限を迎え、政府は「マイナ保険証」又は「資格確認書」のいずれかによる資格確認が基本になると案内しています。

12月2日以降の対応などについて、厚労省の通知から一部を抜粋してお知らせします。

■ 全ての期限切れ保険証が来年3月末まで使用可能に

当面の間は期限切れ保険証を持参してしまうなどの混乱も想定されます。こうした状況への「暫定的な取り扱い」として、厚労省は以下を示しました。

【マイナ保険証への移行期における暫定的な取扱い】

・「有効期限切れの保険証」や「資格情報のお知らせ※」に記載されている被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに照会を行い、それにより確認できた負担割合を患者に求め、レセプト請求して差し支えない。

※「資格情報のお知らせ」は、何らかの事情で資格確認を行えなかった場合に、マイナンバーカードとセットで提示する目的で発行される書類。被保険者番号等が記載されているが、これ単体での資格確認は本来想定されていない。

・この対応は2026年3月31日までとする。

(令和7年11月12日厚労省事務連絡「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について(周知)」より一部編集)

国保、後期高齢者医療でもすでに同様の対応がとられています。今回これに社保が加わったことで、加入している保険者によらず、来年3月末まで従来の保険証を用いて資格確認してよいこととなりました。患者さんの被保険者資格確認の際にはご注意ください。

■ 資格確認書は保険者によって形状が異なります

上記の連絡が行われた通知では、資格確認書には保険者によって複数の形状パターンがあることも案内されました。通知で示されたのは以下の通りです。

【資格確認書のパターン】

- ・プラスチック・紙等の材質がある
- ・材質により、カード型・はがき型・A4サイズ型がある
- ・電磁的な方法で交付されている場合がある(スマホなどで表示される)

資格確認書は、患者さんが加入する保険者によって異なる外観や形状で提示される場合があります。

こちらも資格確認の際にご留意ください。

■ 紙レセプトで請求を行う医療機関での対応

紙レセプトで請求を行う医療機関はオンライン資格確認導入義務化の対象外とされていますが、12月2日以降は、以下①～③のいずれかの方法で資格確認を行うことが基本となります。

- ①資格確認書
- ②マイナ保険証+「資格情報のお知らせ」
- ③マイナ保険証+「マイナポータルの資格情報画面」の提示